

八戸農業振興地域整備計画変更申出書 主な添付書類一覧

- 申請内容により必要な添付書類、提出部数が異なります。また、この一覧に記載のない書類が必要となる場合もありますのでご了承下さい。（詳細は事前相談の中で確定します。）
- 各書類は発行日から3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- 提出された書類は、審査・事務手続きのため関係機関（県構造政策課、三八地域県民局、農業協同組合、農業委員会、森林組合、土地改良区等）に送付します。

書 類 名	備 考
1 事業実施理由書	事業計画について、「詳細な説明の必要」があると認められる場合に提出する。
2 土地選定理由書	申請地の選定理由（「選定の経過」「やむを得ない事情」「土地の代替性」等詳細な説明）を申出書に書ききれない場合に提出する。
3 管内図（位置図）	申請位置を示す。移転の場合は「既存施設」の地点も記入する。 また、事業所から離れて、倉庫等を設置する場合は「事業所の位置」も示す。（都市計画図S=1/25, 000と案内図（現地を確認できる）の写し。）
4 農振図面	申請位置を示す。「農振白地（集落、山林等）との関連」が分かるよう一団の農用地が入ったもの。
5 公図、求積図	申請地の周囲の筆ごと「所有者」「現況」を記入する。
6 土地利用計画図	①「不要な空地」のない必要最小限の土地利用計画であることを示すこと。 ②「出入口」を明らかにする。（水路の架橋等も記入する。） ③「資材置場については資材ごとの配置、通路等を示す。「駐車場」については収用台数が分かるよう駐車区画線を引く。
7 土地所有者の同意書	申請地が「自己所有地」である場合は不要。
8 隣接地の所有者の同意書	原則として隣接地が農地以外の場合は不要。
9 建築物の平面図・立面図・正面図	
10 会社・農協等が事業計画者の場合	① 会社等の「登記簿」の写し。 ② 「定款」の写し。（事業目的に当該事業が掲げられているか。） ③ 「議事録」の写し。（会社等としての当該事業実施の意思決定を確認。） ④ 「収支決算報告書」等（営業規模等を確認。）
11 地方公共団体が事業計画者の場合	「予算書」等の写し。
12 林班図（林業施業図）	現況又は登記簿地目が「山林」の場合、地域森林計画対象民有林区域になっている場合があるため、「林班図」に申請地を示す。
13 土地登記簿謄本	登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面

14 事業計画・収支予算書	事業内容によっては事業実施の確実性を担保するため、「事業費が多額なもの」や「面積が大きいもの」等については、事業計画書、収支予算書等の必要な資料を提出する。(残高証明書、融資予定証明書の提出を求める場合あり)
15 市街化調整区域内の農家住宅	①「住民票世帯全員の写し」 ②「農地台帳記載証明書(旧耕作証明書)」の写し。(本人が実際に耕作者であることを確認。) ③「資産証明書(申請者の世帯構成員全員の証明書(未成年者は除く)資産がなければ、資産がないことの証明書)」の写し。(他に建てられる土地がないことを確認。) ④ 農業所得証明書(役所発行のもの)
16 市街化調整区域内の農家分家住宅	①「住民票世帯全員の写し」 ②「親の農地台帳記載証明書(旧耕作証明書)」の写し。(親が実際に耕作者であることを確認。) ③「戸籍謄本」の写し。(親との関係を確認。) ④「資産証明書(申請者の世帯構成員全員の証明書(未成年者は除く)資産がなければ、資産がないことの証明書)」の写し。(他に建てられる土地がないことを確認。) ④ 本家の農業所得証明書(役所発行のもの) ⑤ 本家が法施行以前から当該市街化調整区域内に生活の本拠を有していることを証する書面
17 写真撮影方向図	申請地を撮影した方向が分かるように示す。
18 写真	申請地の周囲の宅地等も入れて、「農振白地の隣接、近接地」であることが分かるようにする。
19 住民票の一部の写し又は戸籍附票抄本	登記簿の所有者住所と同意書の所有者住所が異なる場合、登記簿に記載されている住所から現住所に移転した経緯が分かるもの。(所有者の確認)
20 その他	農地転用担当、関係課からの問い合わせ等により、上記の他に資料、書類の追加提出を求める場合もある。

◎ 受付期間

項目	受付期間
除 外	6月、10月、2月の各1~20日 ※ただし、公共事業、国庫補助等に伴うものはこの限りではありません。
編 入	随時受付
用途変更	随時受付

※申出書は、農政課との事前相談・他法令との調整を完了してから提出して下さい。